

○厚生労働省告示第二百十五号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二百九十二号）の施行に伴い、中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（平成三十年厚生労働省告示第一百七十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年五月一日から適用する。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

件名及び本則中「第十五条第五項」を「第十六条第五項」に改める。